

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

東京都西東京市北町3丁目4番5号 森 輝雄  
ほか2人

### 2 請求書の提出

平成28年11月4日

### 3 請求の要旨（措置請求書原文のまま）

西東京市を構成団体の一部とする柳泉園組合が推進している中間処理業務の包括的、長期的な民間委託契約（柳泉園クリンポート長期包括運営管理事業）に基づき柳泉園構成市としての西東京市が分担金を負担することは、違法な公金の支出であり、かかる行為の取りやめを求め、地方自治法242条1項の規定に基づき住民監査請求を行うものである。

## 第2 審査の結果

### 1 結果

本件措置請求を却下する。

### 2 理由

本件請求の趣旨は必ずしも明確ではないが、請求の理由及び請求人から提出された事実証明書を総合的に勘案すると、柳泉園組合が中間処理業務を15年間の長期にわたって民間に委託する契約（以下「本件委託契約」という。）を締結することにより、西東京市がその委託料の一部を負担する義務を負い、それは、債務負担行為を設定せずに、次年度以降の支出についての義務を負担することを意味し、そのことは総計予算主義、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に違反すると考えるから、当該支出義務を負担する行為の防止を求めるものであると理解される。

柳泉園組合と西東京市は別個独立の法人格を有する地方公共団体であり、柳泉園組合が本件委託契約に基づく債務について債務負担行為を設定しても、それは、柳泉園組合における予算上の問題であり、そのことが直ちに西東京市に債務負担の義務を課したり、特定の予算上の措置を講ずることを義務づけることにはならない。このことについて職権によって調査するも、西東京市が長期にわたってその委託料の一部を負担する義務を負うことになる財務会計行為がなされたとの事実は見いだせない。また、柳泉園組合規約第14条によれば、西東京市が柳泉園組合に支払う負担金は、毎年度柳泉園組合議会が議決するところによるものとされている。

なお、住民監査請求においては、当該財務会計行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合にもその防止を求めることができるが、

そのことを証する書面は提出されていない。

よって、本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条に定める住民監査請求として不適法である。